

令和2年4月7日

野々市市立小中学校
保護者各位

野々市市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業について

昨年度中の市立小中学校の一斉臨時休業に当たり、保護者の皆様方におかれましては、子供たちの家庭学習などについてご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

本日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、本県は今のところ対象区域に指定はされておられませんけれども、近隣の自治体を中心に感染の急速な広がりが見られ、保護者の皆さまからご心配の声が寄せられております。

本市におきましては、児童生徒を含めた市民の安全確保を第一に、児童生徒の教育機会の確保や児童の世話といった福祉面への配慮もしながら、現時点で下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、今後の感染拡大状況の変化や国県の動向を見極め、必要に応じて対応を変更し、新たにお知らせすることもございますことを申し添えます。

○学校の休業の見通しについて

- ・4月11日（土）から5月6日（祝）までを視野に、全ての市立小中学校の臨時休業の措置をとります。
- ・4月24日（金）までに感染状況を見極め、それ以降の措置について決定します。

○登校日などについて

- ・臨時休業期間中には、各学校で学年又は2学年ごとに、3時間目までの登校日が設定されることもあります。詳細な予定は、各学校から別途通知します。
- ・登校日には給食を提供することはできません。
- ・臨時休業期間中は、中学校の部活動は行われません。

○児童生徒の預かりについて

- ・臨時休業期間、福祉サービスを受けられない障害のある児童生徒や、保護者が仕事を休めない場合に自宅で1人で過ごすことができない児童などについては、給食の提供はできませんが、お預かりすることもできますので学校へご相談ください。
- ・子供たちの祖父母の方々が長期にわたりお世話いただくことが困難な場合などについても、お預かりすることもできますので学校へご相談ください。